

地方分権改革推進法 (平成18年法律111号)

「骨太の方針2006」(平成18年7月7日閣議決定) (抄)

○「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。」

地方分権改革推進法 (平成18年12月8日成立)

法律のイメージ

○政府内に、地方分権改革の推進体制 (地方分権改革推進委員会) を整備

→ 国と地方の役割分担のあり方等を検討 分権改革推進本部 (内閣府) 担当大臣 (総務大臣)

○政府は「地方分権改革推進計画」を作成

○施行から3年間の時限法

地方分権改革推進計画の作成

個別法改正を
一括して実施

地方分権改革
一括法
(仮称)

委員名簿

井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
猪瀬 直樹	作家
小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
露木 順一	神奈川県開成町長
丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
増田 寛也	岩手県知事
横尾 俊彦	佐賀県多久市長